

【ドイツ】身分登録法等の身分法規定第2次改正

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 2017年7月の身分登録法等改正により、同年11月から在外ドイツ人の身分登録手続が変更された。2018年11月からは、複数登録されているファーストネームから本人が選択できるようになり、また、同性婚のために婚姻証書の続柄（夫又は妻）に「配偶者」が追加された。

1 身分登録の法制度

ドイツの法制度において「身分」(Personenstand)とは、個人の氏名や家族法上の地位を示すものである¹。出生、死亡、婚姻等の家族法上の変更事項は、身分登録法²と身分登録規則³の規定に基づき、身分登録官(Standesbeamte)が、身分登録簿(婚姻登録簿、生活パートナーシップ登録簿、出生登録簿及び死亡登録簿の4種類)に身分に関する事項を記録することによって登録される。身分登録法と身分登録規則に加えて、連邦政府は、連邦参議院の同意を得て身分登録法一般行政規則⁴を發布している。

現行の身分登録法は、電子的な身分登録簿の導入等を目的とした2007年の身分法改革法⁵により、構成を含め全面的に改められて新たに制定されたものである。全12目(Kapitel)80か条から成り、各目のタイトルは次のとおりである。第1目：総則、第2目：身分登録簿管理運営、第3目：婚姻締結、第4目：生活パートナーシップの根拠及び生活パートナーシップの婚姻への転換、第5目：出生、第6目：死亡、第7目：特別な登録、第8目：権限及び司法手続、第9目：身分登録簿の証明力及び利用、第10目：強制手段・過料規定・特殊例、第11目：法規命令権限、第12目：経過規定。

身分法改革法の2009年1月1日の全面施行後、身分登録官庁での運用を通じて、実務上、幾つかの改善すべき点が明らかになり、是正のための新たな法改正が求められるようになった。

2 身分法規定第2次改正法

連邦政府は、2017年1月27日に身分登録法制の改正法案を連邦参議院に提出し、連邦参議院は3月10日に修正提案を付して可決した⁶。連邦議会への法案提出は同月22日で、主管委員会である内務委員会に加えて、法務消費者委員会で審査された。両委員会は連邦参議院の修正

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月5日である。

¹ „Personenstandsrecht“, Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat website <<https://www.personenstandsrecht.de/Webs/PERS/DE/rechtsbereiche/personenstandsrecht/personenstandsrecht-node.html>>

² Personenstandsgesetz (PStG) vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S. 122)

³ Verordnung zur Ausführung des Personenstandsgesetzes (Personenstandsverordnung - PStV) vom 22. November 2008 (BGBl. I S. 2263)

⁴ Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Personenstandsgesetz(PStG-VwV) vom 29. März 2010 (BAnz. Nr. 57a vom 15.04.2010 S. 1; 12.06.2014 B1 14). 連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、一般行政規則 (Allgemeine Verwaltungsvorschrift) を發布することができる (基本法第84条第2項)。

⁵ Gesetz zur Reform des Personenstandsrechts (Personenstandsrechtsreformgesetz - PStRG) vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S. 122)

⁶ 法案の内容と審議経過については、以下を参照。Deutscher Bundestag, *Basisinformationen über den Vorgang*. [ID: 18-79550] <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/795/79550.html>>

提案の一部を採用する委員会審査報告書を4月26日に提出し、5月18日に連邦議会で修正法案が可決された。この修正法案に対し連邦参議院は異議を申し立てず、7月7日に身分法規定第2次改正法⁷が成立した。同法は、同月17日の連邦大統領の認証を経て、24日に公布された。

身分法規定第2次改正法は、全5条(Artikel)から成る条項法⁸で、第1条で身分登録法を、第2条で身分登録規則を、第2a条でトランスセクシャル法⁹を改正し、第3条で公布権限を連邦内務省に付与し、第4条で施行日(2017年11月1日及び2018年11月1日)を規定する。

3 主な改正内容

(1) 在外ドイツ人の身分登録手続の迅速化

従来、外国にいるドイツ人の身分登録は、ベルリンにある身分登録官庁(Standesamt I in Berlin)が全て所管していたが、多数の在外ドイツ人の案件を扱わなければならない、手続完了まで長時間かかることが問題となっていた。身分登録法の改正により、ドイツに在住していたことのある在外ドイツ人の身分登録については、最後に在住していた地域の身分登録官庁が担当することとなり、手続の迅速化が期待される。この改正は、2017年11月1日に施行された。

(2) ファーストネームの選択

従来、複数のファーストネームが身分登録簿に登録されている場合、旅券等の公式書類に記載される名前の順序は、身分登録簿上の順序から変えることはできなかった。たとえ本人が2番目に記載されている名前を好んで日常的に使っていても、銀行や航空会社等の第三者がファーストネームとして使う名前は、身分登録簿上の最初の名前であった。身分登録法改正により、本人が身分登録官庁において表明すれば、身分登録簿上の名前の記載順序を変更することが可能になった。ただし、スペルを変えたり、ハイフンでつながれたダブルネームの前後を入れ替えたり、新しい名前を登録したりすることはできない。14歳以上の児童も、法定代理人の同意があれば、変更を申請することができる。この改正は、2018年11月1日に施行された。

(3) 同性婚における婚姻証書における続柄の変更

民法典改正により2017年10月1日から同性婚が認められるようになっていた¹⁰が、婚姻証書の書式には、夫(Ehemann)と妻(Ehefrau)の続柄しか記載されていなかったため、どちらかを選ばなければならなかった。身分登録規則の改正により、配偶者(Ehepartner)が加わり、「1. (夫、妻、配偶者)」と「2. (妻、夫、配偶者)」が併記される書式¹¹となった。これにより、性別による記載箇所の区別もなくなった。この改正は、2018年11月1日に施行された。

⁷ Zweites Gesetz zur Änderung personenstandsrechtlicher Vorschriften (2. Personenstandsrechts-Änderungsgesetz - 2. PStRÄndG) vom 17. Juli 2017 (BGBl. I S. 2522)

⁸ 条項法(Artikelgesetz)とは、複数の条(Artikel)から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

⁹ Gesetz über die Änderung der Vornamen und die Feststellung der Geschlechtszugehörigkeit in besonderen Fällen (Transsexuellengesetz - TSG) vom 10. September 1980 (BGBl. I S. 1654). 第2a条によるトランスセクシャル法改正は、性別変更手続への公益代表者関与を廃し、申請者のみを当事者とするものである。この改正により、公益代表者を決定する義務を負う州の負担が軽減され、手続にかかる時間の短縮が期待されている。

¹⁰ Gesetz zur Einführung des Rechts auf Eheschließung für Personen gleichen Geschlechts (EheRÄndG k.a.Abk.) vom 20. Juli 2017 (BGBl. I S. 2787); 戸田典子「海外法律情報 ドイツ すべての人のための婚姻：同性婚法施行」『論究ジュリスト』No.23, 2017.秋, pp.128-129.

¹¹ „Anlage 6“, 前掲注(3)